

外貨定期預金規定

1. 外貨の範囲

この預金においては、外貨とは、本邦通貨以外の通貨および非居住者円のことをいいます。

2. 預金の支払い時期

この預金は、証書表面（通帳）記載の満期日以降に利息とともに支払います。

3. 自動継続

- (1) 自動継続外貨定期預金は、証書表面（通帳）記載の満期日に、前回と同一形式、同一期間の外貨定期預金に自動的に継続します。継続された外貨定期預金についても同様とします。
- (2) 自動継続外貨定期預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出て下さい。この申出があったときは、この預金は満期日以降に支払います。

4. 利息

- (1) この預金の利息は、証書表面（通帳）記載の期間、利率および当行所定の付利単位によって計算します。満期日以降の利息は、満期日から解約日の前日までの期間について解約日の当該外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は預入日から解約日の前日までの期間について解約日の当該外貨普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

5. 相場・手数料

- (1) 証書表面（通帳）記載の幣種による受入れ、及び支払の場合には、当行所定の手数料をいただきます。
- (2) この預金の受入れ、及び支払の際、証書表面（通帳）記載と異なる幣種にて受入れ、支払をする場合には、当行所定の為替相場により換算します。

6. 為替予約

この預金を期日解約する場合に、適用する為替相場を確定するため為替予約を締結するときは、別に定める為替予約約定書の各条項によります。

7. 預金の解約・書替継続

- (1) この預金を解約、または書替継続するときは、当行所定の請求書に届出の印章（または署名）により、記名押印（または署名）して証書（通帳）とともに取引店に提出してください。
- (2) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該預金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

8. 届出事項の変更・証書（通帳）の再発行等

- (1) この証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面により取引店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この証書（通帳）、または印章を失った場合のこの預金の元金利息の支払い、または証書（通帳）の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場

合、相当の期間をおき、または保証人を求めることがあります。

- (4) 証書（通帳）を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

9. 印鑑照合等

当行所定の請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、預金者（個人に限る）は、盗取された証書（通帳）を用いて行われた不正な解約の額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

10. 盗難証書（通帳）による解約等

- (1) 盗取された証書（通帳）を用いて行われた不正な解約（以下、本条において「当該解約」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者（個人に限る）は当行に対して当該解約の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 証書（通帳）の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該解約が預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた解約の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該解約が行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この証書（通帳）が盗取された日（証書（通帳）が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書（通帳）を用いて行われた不正な預金解約が最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - ① 当該解約が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - A. 当該解約が預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

- ② 証書（通帳）の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に解約を行っている場合には、この解約を行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。
また、預金者が、当該解約を受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書（通帳）により不正な解約を受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

11. 譲渡・質入れの禁止

- (1) この預金および証書（通帳）は、譲渡または質入れはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、次条第3項第1号のいずれかに該当する場合、または自らもしくは第三者を利用して同項第2号のいずれかに該当する行為をした場合には利用することができず、この場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

13. 解約等

- (1) この預金口座を解約する場合には、この証書（通帳）および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または17条第1項もしくは第3項にもとづく預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
- ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成

員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前AからDに準ずる行為
- (4) この預金が、当行が定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様のできるものとします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、この証書（通帳）および届出の印章を持参のうえ、取引店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

14. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

15. 適用法令

この預金には上記規定のほか、外国為替に関する法令が適用されます。

16. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知書は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して証書（通帳）とともに直ちに取引店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対

諾したものとみなし、以後、改定後の規定を適用するものとします。

以上

- する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等の計算については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間については証書表面(通帳)記載の利率(自動継続外貨定期預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率)、満期日以後の期間については解約日の当該外貨普通預金の利率を適用します。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。
- (4) 外貨定期預金について、第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. 取引の制限

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、別途期日を定めて各種確認や資料の提出を求めています。預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって届出してください。届出のあった在留期間が経過し、正当な理由もなく別途定める期日までに新しい在留期間の届出をしていただけなかったときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関連法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前3項にもとづく取引等の制限を解除します。

18. 規定の改定

この規定の内容については改定することがあります。改定をする場合、当行は、預金者に対し、改定内容を記載した店頭ポスターまたはホームページ等にて掲示する方法その他当行所定の方法によりこれを通知します。変更後に預金者がこの預金口座を利用した場合は、当該改定について承

2019年10月1日現在